資料１－３

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和６年12月23日
「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議
議　長　決　定

「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議の開催について（令和６年12月20日内閣総理大臣決裁）第３項の規定に基づき、「昭和100年」関連施策関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。

座　長	内閣官房「昭和100年」関連施策推進室長
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣広報室）
	内閣府大臣官房企画調整課長
	内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当）
	宮内庁長官官房参事官
	警察庁長官官房企画課長
	金融庁総合政策局総務課長
	消費者庁参事官（人事・会計等担当）
	総務省大臣官房企画課長
	法務省大臣官房秘書課長
	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	外務省大臣官房総務課長
	外務省大臣官房広報文化外交戦略課長
	財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
	文部科学省大臣官房総務課長
	スポーツ庁政策課長
	文化庁政策課長
	厚生労働省大臣官房総務課長
	農林水産省大臣官房政策課長
	経済産業省大臣官房総務課長
	国土交通省大臣官房総務課長
	環境省大臣官房総合政策課長
	防衛省大臣官房文書課長